

2020年6月1日

長期入所利用者ご家族様へ

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」の  
全面解除に伴う当センターの対応について

横浜療育医療センター  
センター長 甲斐 純夫

日頃より、当センターの運営にご協力いただき大変にありがとうございます。

さて、長期入所者様に安全な生活をして頂くため、施設として感染予防対策に努めております。先日、緊急事態宣言が解除されましたが、今後も感染拡大状況に応じて予防対策は変更になることも考えられますが、現時点での対策についてお知らせいたします。

スタッフの勤務は、勤務前の検温と体調確認、発熱などの症状があれば出勤せず電話相談での対応など感染予防に努めながら継続しております。

今後も下記内容の徹底をはかり、感染予防に努めて参ります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ご家族様の面会については、直接面会を制限させていただいておりましたが、緊急事態宣言解除後は、ご家族様には防護具を着用の上、棟外の面談室を利用して15分以内での面会まで制限を解除させていただきます。但し、平日の17時までとさせていただきます、事前に面会日の予約をお願いいたします。
2. ご利用者様の活動については3つの密（密集・密閉・密接）を避けることを徹底し、外出は周辺の公園散歩までといたします。
3. 長期利用者様の理容については、棟外の場所で実施し、理容ボランティア様には防護具を着用の上、短時間でカットをして頂きます。

以上